

鶴岡市告示第543号

下記の者、居所不明等により通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月7日

鶴岡市長 佐藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る べ き 者	備 考
1	地方税法の規定による書類	菅原 一美	
2	地方税法の規定による書類	金内 真由美	
3	地方税法の規定による書類	五十嵐 正一	
4	地方税法の規定による書類	佐藤 元気	
5	地方税法の規定による書類	長澤 江理	
6	地方税法の規定による書類	CAIAZZO REBECCA LUCINA	
7	地方税法の規定による書類	PHAN HUYNH NGOC VI	
8	地方税法の規定による書類	NGUYEN THI NGOC GIAU	
9	地方税法の規定による書類	TRAN NGUYEN NGOC HAN	
10	地方税法の規定による書類	VO THI MINH THU	

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
11	地方税法の規定による書類	富樫 鈴	
12	地方税法の規定による書類	伊藤 昌広	
13			
14			
15			
16			
17			
18			
29			
20			
21			
22			
23			
24			
25			